

運輸部門における今後の主要な追加的施策のあり方について(叩き台)
 ~ 大気汚染対策との一体的な取組の推進 ~

A 計画的手法による
自己管理の推進

国、地方公共団体の実行計画

- ・地球温暖化対策推進法に基づく国、地方公共団体の実行計画の策定・公表義務(1999年4月から施行)
- ・実行計画の第三者認証

事業者の実行計画

- ・事業者の実行計画(自動車の使用管理の計画を含む)の策定・公表義務。温室効果ガスの排出量の公表・報告義務
- ・実行計画の第三者認証

実行計画に盛り込まれるべき具体的対策のイメージ(大気汚染対策との一体的な取組)

- ・アイドリングストップの実施
- ・エコドライブの実施(タイヤ空気圧のチェック励行等)
- ・クリーンエネルギー自動車・低公害車の導入
- ・輸送効率化計画の策定
- ・自動車通勤以外の通勤の推奨
- ・共同輸配送
- ・相乗りの推奨
- ・自転車利用の促進
- ・鉄道貨物・内航海運の利用等によるモーダルシフト

B 自動車単体からの
温室効果ガスの削減対策

クリーンエネルギー自動車・低公害車の大量普及のための政策パッケージ

- ・国・地方公共団体の公用車の低公害車への全面転換による需要喚起
- ・燃料等供給等設備の設置の推進
- ・低公害車等に係る専用レーン、専用駐車場の設置、有料道路・駐車場の割引制度
- ・販売者に対し、一定割合の低公害車等の販売の義務付け
- ・大規模ユーザーへのフリート規制
- ・低公害車のレンタルサービス、共同利用への助成
- ・燃料電池車及び水素自動車についても、実用化の目途が立った段階で上記の各措置を順次適用

自動車燃費目標の強化等

- ・省エネ法による自動車燃費目標の一層の強化
- ・アイドリングストップ機能付きAT車の製造義務付け
- ・大型貨物自動車への速度抑制装置(スピードリミッター)の義務付け
- ・車種・車格の小型車回帰のための自動車関連税制の見直し
- ・その他自動車関連税制のグリーン化の強化

C 社会システムの変革

近距離交通等に係る自動車依存型社会からの脱却

- ・鉄道・バスを対象とした共通運賃制度の導入
- ・公共交通(バス、路面電車等)の整備・導入促進
- ・鉄道等への自転車の持ち込み推進
- ・自転車専用レーンの拡大・駐輪場の整備
- ・レンタサイクル等自転車の共同利用制度
- ・自動車に依存しない都市中心市街地の再生

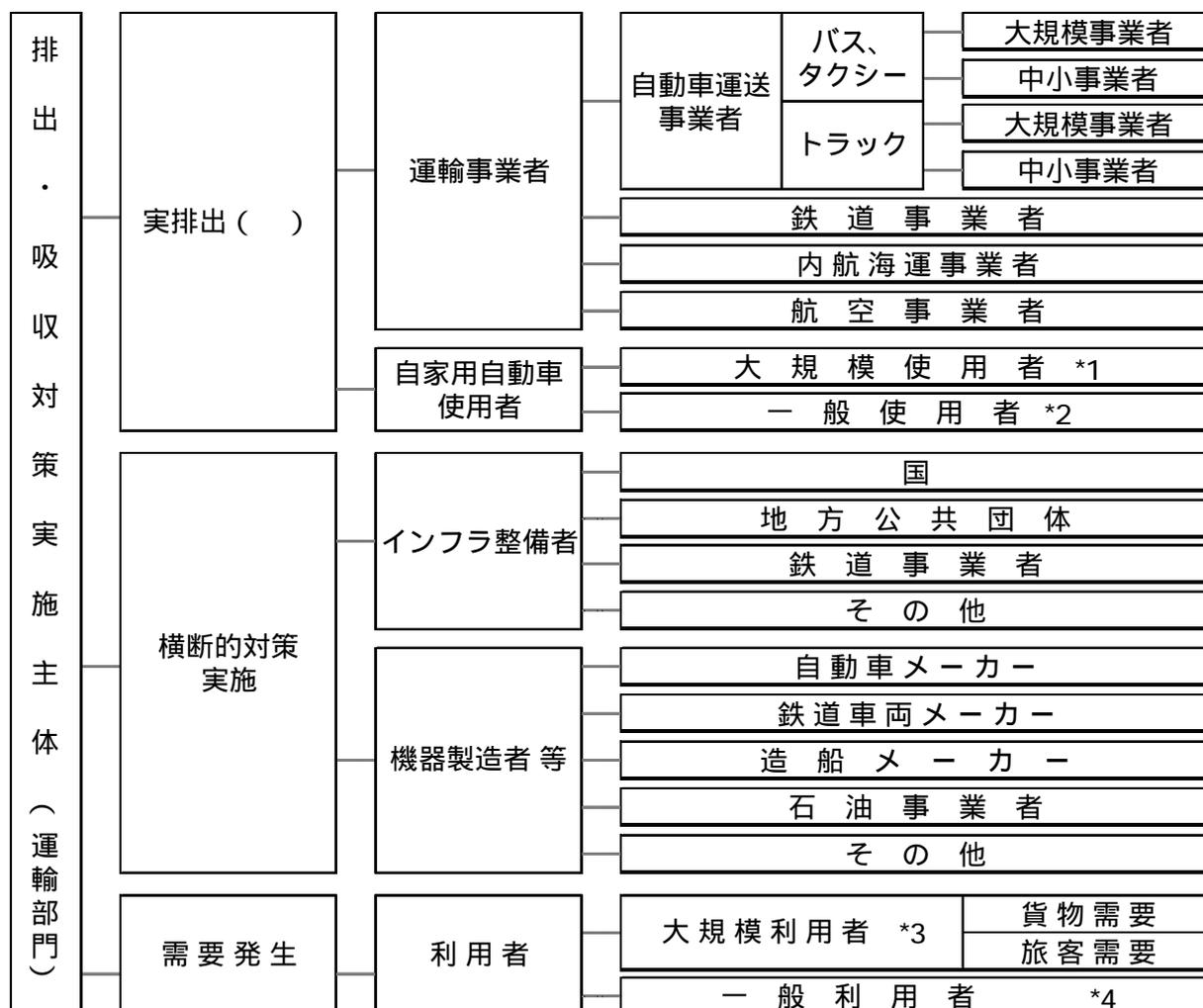
自動車交通・物流のグリーン化

- ・大規模開発事業に係る交通環境アセスメントの実施
- ・パークアンドライド施設の整備
- ・立体交差化の推進・右折帯の設置の推進
- ・踏切一旦停止義務の廃止
- ・鉄道貨物輸送の促進のための基盤整備

共通

経済的措置(助成, 負担, 排出量取引等)

運輸部門における対策と効果の関係(主体別)



*1：大規模使用者とは、一定規模以上の自家用自動車を運行する者

*2：一般使用者とは、大規模使用者以外の法人または個人で自家用自動車を運行する者

*3：大規模利用者とは、一定規模以上の貨物需要を発生させる者

一定規模以上の旅客需要を発生させる者

*4：一般利用者とは、大規模利用者以外の法人または個人で旅客・貨物の需要を発生させる者

A. 計画的手法による自己管理の推進(案)

対策メニュー	制度的措置
公共部門(政府・自治体の庁舎・事務所、公立学校、公立病院等)からの排出量(自動車、廃棄物などからの排出を含む)の管理	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、1999年4月から国、都道府県及び市町村について実行計画策定・公表義務(1999年4月から施行)</p> <p>実行計画の第三者認証</p>
運輸部門における輸送関連機器製造業者による輸送関連機器の供給、輸送サービス業者からの排出、直接排出者からの排出を含む管理	<p>事業者の実行計画(自動車の使用管理の計画を含む)の策定・公表義務。温室効果ガスの排出量の公表・報告義務</p> <p>実行計画の第三者認証</p>

なお、実行計画に盛り込まれるべき具体的対策のイメージは以下の通り。

- ・アイドリングストップの実施
- ・エコドライブの実施(タイヤ空気圧のチェック励行等)
- ・クリーンエネルギー自動車・低公害車の導入
- ・輸送効率化計画の策定
- ・自動車通勤以外の通勤の推奨
- ・共同輸配送
- ・相乗りの推奨
- ・自転車利用の促進
- ・鉄道貨物・内航海運の利用等によるモーダルシフト

(参考)実行計画における対策の視点について

運輸部門の温暖化対策防止対策にあたっては、取り組むべき主体として以下のような輸送関連機器製造者、直接排出者、輸送需要発生者の3つの視点がある。

輸送機器製造者	自動車、鉄道、船舶等の輸送機器を製造する者。具体的な対策例としては、自動車製造業の生産する自動車に関する燃費の向上等。
直接排出者	輸送機器を使うことによって、エネルギーを消費して温室効果ガスを排出する者。具体的な対策例としては、地方公共団体における公用車へのクリーンエネルギー自動車・低公害車の導入等。
輸送需要発生者	本人は直接排出しなくても、輸送サービスを使うことで輸送需要を発生させる者。具体的な対策例としては、物品を調達する地方公共団体や事業者が、鉄道貨物・内航海運による配送を促すこと等。

B. 自動車(輸送機器)単体からの温室効果ガスの削減対策(案)

対策メニュー	制度的措置
クリーンエネルギー自動車・低公害車の大量普及のための政策パッケージ	国、地方公共団体の公用車の低公害車への全面転換による需要喚起 燃料等供給等設備の設置の推進 低公害車等に係る専用レーン・専用駐車場の設置有料道路、駐車場の割引制度 販売者に対し、一定割合のクリーンエネルギー自動車・低公害車の販売を義務付け 大規模ユーザーへのフリート規制 クリーンエネルギー自動車・低公害車のレンタルサービス・共同利用への助成 燃料電池車及び水素自動車についても、実用化の目途が立った段階で上記の各措置を順次適用
自動車燃費目標の強化等	省エネ法による自動車燃費目標の一層の強化 アイドリングストップ機能付きAT車の製造義務付け 大型貨物自動車への速度抑制装置(スピードリミッター)の義務付け 車種・車格の小型車回帰のための自動車関連税制の見直し その他自動車関連税制のグリーン化強化

C. 社会システムの変革(案)

対策メニュー	制度的措置
近距離交通等に係る自動車依存型社会からの脱却	鉄道・バスを対象とした共通運賃制度の導入 公共交通(バス、路面電車等)の整備・導入促進 鉄道等への自転車の持ち込み推進 自転車専用レーンの拡大・駐輪場の整備 レンタサイクル等自転車の共同利用制度 自動車に依存しない都市中心市街地の再生
自動車交通・物流のグリーン化	大規模開発事業に係る交通環境アセスメントの実施 パークアンドライド施設の整備 立体交差化の推進、右折帯の設置の推進 踏切一旦停止義務の廃止 鉄道貨物輸送の促進のための基盤整備

D. 共通の対策(案)

経済的措置(助成, 負担, 排出量取引等)
